

平成26年(ネオ)第165号 低周波音被害国家賠償請求上告提起事件

上告人 ●●●● 外3名

被上告人 国

## 上 告 理 由 書

平成26年4月30日

最高裁判所 御中

上告人ら訴訟代理人弁護士 井 坂 和 広

同 弁護士 石 井 英 智

頭書の事件について、上告人らは次のとおり上告理由を陳述する。

### 第1 上告の理由

#### 1 法令違背

環境省が参考値を発表したことは著しく合理性を欠くとは認められないとの原判決は、環境基本法第1条、16条1項の解釈・適用を誤ったものであり、それが判決に影響を及ぼすことは明かである。

未だ低周波音による生理的影響に関する知見が未発達な我が国において、現在まで規制基準を制定しなかったという不作為が環境大臣の裁量の範囲にあるとの判断については100歩譲って認めるにしよう。しかし、わざわざ欧州諸

国のガイドラインを大幅に下回る参考値を発表することは、難しい論理を重ねるまでもなく、まさに、「許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠く」所行と言うしかない。一見、原判決が最もらしく見えるのは、低周波音問題が優れて自然科学的領域の問題であり、しかも、加害物が有機水銀のように毒性ある可視物ではなく、被害状況も本人の訴えのみという、低周波音問題特有の理解・認識の困難さ故である。先例が殆ど存在しない低周波音問題に関する訴訟は（本国賠訴訟に限らず）、裁判所が真摯に審理しようという姿勢を持たない限り、全て棄却される（現実に本国賠訴訟に先行する民事訴訟は、和解か敗訴かのいずれかで終了している）。

上告人らの上記主張は、後進国である我が国「参考値」と先進的な欧州ガイドラインとの落差自体が証明しているはずである。その理由は、欧州諸国がそのレベルの基準を制定したこと自体である。つまり、制定した基準がそれを大きく下回ればどうなるかは語るまでもない。海外における「知見」（環境省自ら発表した資料に示されている）に関わる資料は提出しているが、これを経験則に取り込んで法的レベルに引き上げることは可能であったはずである。

原審の判示は、我が国その後進性を認めないことに由来する。原判決の判決理由は、空々しい言葉の集積である「建前」で終始し、かかる「建前」に対して反論する言葉を上告人らは持ち合っていない。参考値が自治体窓口や公害等調整委員会において現実にどのように機能するかは欧州ガイドラインとの落差を見れば一目瞭然であり、法律家でなくとも誰でもわかることがある（つまり、自治体担当職員等が「参考値以下なので…」と被害者に対応するであろうこと）。「こんなことをすればどうなるか」という洞察、感性のレベルであり、もはや論理の世界ではない。司法の威信を回復したと謳われる阿賀野川・新潟水俣病事件判決は、優れた「洞察」「感性」によって生み出された。独創的かつ高邁な疫学的因果関係論はかかる「洞察」があつてこそ編み出されたこと、決して理論が先ではないことを法律家であれば誰も否定しないはずである。

参照値発表という「暴挙」が広範な裁量に属するというなら、最早、行政へに対する「監視」は存在しない。結局、科学的知見上、間違いが明らかでない限り、「やりたい放題」である。「法の支配」「立憲主義」は、憲法の教科書でのみ存在するというしかない。水俣病は、科学的知見が充分でないがために、行政的対策が取られることなく放置され続けてきたことを想起されるべきである。ドイツ裁判所は、電磁波規制の分野において、科学的知見が不充分なままで、「政府は現在、電磁波の規制を立法を怠っている」としてアンテナ施設の稼働停止を認めるなど積極的に判断し、その後、ドイツ政府は自然科学分野での決着が着かないまま電磁波令制定した。これは、「生命・健康という一度損なわれたら回復しがたい憲法上の基本権への侵害が予期される場合は、例え侵害の「可能性」の段階でも、それに対する保護が国家に要請される」との「事前配慮原則」の考え方である。公害分野においては不可欠なこの考え方は我が国では残念にも浸透していない（どころか、殆ど認識もない）。司法として「ぎりぎりの判断」を下すならまだしも、第一審及び控訴審は「後進性」を振り回して憚らない。

## 2 審理不尽

原判決は、「審理不尽」の典型例である。最高裁昭和35年6月9日判決（民集14巻7号13044頁）は、「民法110条の表見代理を認めるのに必要な基本代理権の存否等の判断にあたり、本人及び使用者の事業運営の機構の制度上の建前から飲み判断し、右運営の実情に即して判断しないときは、審理不尽・理由不備の違法がある」と判示する。原判決が述べる判決理由が「建前」ばかりで、参照値発表を前提とした自治体や公調委における実情に即した判断が全く欠落している。

## 3 最後に

本国賠訴訟において勝訴判決を得ることは奇跡的であり、低周波音の規制という問題において革命的な、或いは、歴史的な進化を促す司法判断がなされ

ることを意味する。その意味では、いくら科学的知見自体が我が国には殆ど存在しないからと言っても、裁判の上告人らの立場では現状における主張・立証が、勝訴判決を得る程度には充分ではないことを自覚している（現在、係属中の民事訴訟において、さらなる立証のため、環境省に対して欧州ガイドラインの情報公開を求める手続き中である）。しかし、結論はともかくとしても、控訴審までの裁判所の審理姿勢には、「司法の威信」の欠片も見られない。特に、控訴審では、被告（国）は殆ど何もせず、裁判所も何も関心を示さず第2回期日頃に裁判長から「もう結審でいいですか」と言わされて上告人ら代理人は度肝を抜かれた経緯がある（その後、上告人らは膨大な主張と資料提出をした）。

上告人らにとって最高裁は、まさに「最後の砦」である。本訴はまさに「蠍の斧」ではあるが、上告人らの先行した訴訟及び本訴は、低周波音問題という未発展な分野であるが、それ故に歴史上、非常に重要な意義を持つ場面であることをご理解頂き、これに対して真摯に審理されることを心より祈念する。

以上